

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2 《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3-2-4 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下 3-2-4 において同じ。）の事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日を用いるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2 《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、<u>民法第 34 条《公益法人の設立》に規定する公益法人</u>で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3-2-4 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下 3-2-4 において同じ。）の事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条第 2 項若しくは第 321 条第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日を用いるものとする。</p> <p>(1)~(3) 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5-6-6 船舶運航事業を営む者（海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。）若しくは船舶貸渡業を営む者（同条第7項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。）又は航空運送事業を営む者（航空法第2条第18項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。）が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ（タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ハ 株主又は投資主（投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（優先出資法第13条の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員を</p>	<p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5-6-6 船舶運航事業を営む者（海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。）若しくは船舶貸渡業を営む者（同条第7項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。）又は航空運送事業を営む者（航空法第2条第17項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。）が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ（タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ハ 株主又は投資主（投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（優先出資法第13条の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>(注)1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債》に規定する登録国債、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>(以下6-3-1において「社債等振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) <u>生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</p> <p>イ 居宅介護(生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</p>	<p>いう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>(注)1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債》に規定する登録国債、<u>社債等の振替に関する法律</u>(以下6-3-1において「社債等振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(13) 同左</p> <p>(14) 生活保護法の規定に基づく介護扶助のための次に掲げる介護</p> <p>イ 居宅介護(生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ロ 施設介護（生活保護法第 15 条の 2 第 4 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。）</p> <p>ハ 介護予防（生活保護法第 15 条の 2 第 5 項に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。）</p> <p>(注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成 12 年厚生省告示第 190 号「消費税法施行令第 14 条の 2 第 3 項第 12 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定するサービスに限られる。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法第 124 条《専修学校》に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供</p> <p>(3) 学校教育法第 134 条第 1 項《各種学校》に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育として行う役務の提供で、次の要件に該当するもの</p> <p>イ 修業年限が 1 年以上であること。</p>	<p>ロ 施設介護（生活保護法第 15 条の 2 第 4 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。）</p> <p>ハ 介護予防（生活保護法第 15 条の 2 第 5 項に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。）</p> <p>(注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成 12 年厚生省告示第 190 号「消費税法施行令第 14 条の 2 第 3 項第 12 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定するサービスに限られる。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 学校教育法第 82 条の 2 《専修学校》に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供</p> <p>(3) 学校教育法第 83 条第 1 項《各種学校》に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育として行う役務の提供で、次の要件に該当するもの</p> <p>イ 修業年限が 1 年以上であること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ロ その1年間の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数)が680時間以上であること。</p> <p>ハ その施設(教員数を含む。)が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であること。</p> <p>ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。</p> <p>ホ その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に登載されていること。</p> <p>ヘ その生徒について所定の技術等を習得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。</p> <p>(注) 各種学校には、外国学校法人も含まれている。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(幼稚園の範囲)</p> <p>6-11-5 幼稚園には、学校教育法第2条《学校の設置者、国立・公立・私立学校》に規定する者が設置するもののほか、同法附則第6条《学校法人の経過措置》に規定する者が設置するものも含まれる。</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第34条《小学校の教科用図書》(同法第49条《中学校》、第62条《高等学校》)及び第70条第1項《中等教育学校》において準用する場合並びに同法第82条《特別支援学校》においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第34条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。</p>	<p>ロ その1年間の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数)が680時間以上であること。</p> <p>ハ その施設(教員数を含む。)が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であること。</p> <p>ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。</p> <p>ホ その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に登載されていること。</p> <p>ヘ その生徒について所定の技術等を習得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。</p> <p>(注) 各種学校には、外国学校法人も含まれている。</p> <p>(4) 同左</p> <p>(幼稚園の範囲)</p> <p>6-11-5 幼稚園には、学校教育法第2条《学校の設置者、国立・公立・私立学校》に規定する者が設置するもののほか、同法第102条《学校法人の経過措置》に規定する者が設置するものも含まれる。</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第21条《小学校の教科用図書》(同法第40条《中学校》、第51条《高等学校》)及び第51条の9第1項《中等教育学校》において準用する場合並びに同法第76条《特別支援学校》においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第21条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意</p>

改 正 後	改 正 前
<p>したがって、同法附則第9条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</u></p> <p>9-4-2 所基通 66-9 《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》又は法基通 2-4-19 《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》により所法第 66 条第2項《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第 64 条第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法第 17 条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができる。</p> <p><u>(取引を停止した時の意義)</u></p> <p>14-2-1 規則第 18 条第3号イ《貸倒れの範囲》に規定する「取引を停止した時」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産の状況、支払</p>	<p>する。</p> <p>したがって、同法第107条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p><u>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</u></p> <p>9-4-2 事業者が所基通 66-8 《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》又は法基通 2-4-19 《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》により工事進行基準の方法により経理することが認められる工事については、法第 17 条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(取引を停止した時の意義)</u></p> <p>14-2-1 規則第 18 条第4号イ《貸倒れの範囲》に規定する「取引を停止した時」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産の状況、支払</p>

改 正 後	改 正 前
<p>能力等が悪化したためその取引を停止するに至った時をいうのであるから、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る債権について同号に規定する経理を行ったとしても、法第 39 条第 1 項《貸倒れに係る消費税額の控除等》の規定は適用されない。</p>	<p>能力等が悪化したためその取引を停止するに至った時をいうのであるから、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る債権について同号に規定する経理を行ったとしても、法第 39 条第 1 項《貸倒れに係る消費税額の控除等》の規定は適用されない。</p>